

別表 1

装置名	助成額・助成数	備 考
車庫内事故防止装置 (盗難防止用機器を含む) ※車両搭載機器	・1台あたりの装着費用が20,000円以下 の場合は、費用の2/3、上限10,000円 20,000円を超える場合は、費用の1/2 上限30,000円とする。 (1,000円未満切り捨て) ・会費請求台数が30台までは15器まで 30台を超える場合は1/2(端数切り上げ 上限30器	・ <u>デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー</u> <u>に付随する機器については除く。</u> ・車載器については、移動式クレーン のリモコンによる盗難防止装置、GPS 等により車両の位置監視等が行える もの、施錠等が解除された場合に ブザー等により知らせる機能、特殊な 施錠等に係る費用に限る。 (室内モニター等のみの機能は除く。) ただし、標準装備の機器、設置費用、 通信料金等は、対象外とする。 【助成対象例】 バッテリー、ナンバープレートの盗難 防止用ネジの購入費用、ハンドルロック など
車庫内事故防止装置 (盗難防止用機器を含む) ※車庫内立入制御装置	・車庫内への立入制御装置については、 機器購入費用の1/2、 上限100,000円とする。 (1,000円未満切り捨て) ・ <u>県内認可車庫3ヶ所を上限とする。</u>	【助成対象例】 ・車庫内に取り付ける防犯カメラ ・車庫出入口に取り付けるブザー、回転灯 など

* 注……国や自治体からの補助金を受けていないものとする。

別表 2

導入方法	申請方法	申請様式	申請書提出期限日【助成金支払先】	請求書・実績報告 提出期限
購 入 及 び リ ー ス	導入後申請	様式1	様式1 を令和8年1月16日までに	様式3 を令和8年3月6日 までに提出
	導入前申請 ※注1	様式2 様式3	様式2 を令和8年1月16日までに	

上記期間内であっても、予算に達した場合は受付を終了いたします。

注 1 「標準的な運賃」の運輸支局への届出が確認できない場合、申請できません。

注 2 導入前申請について、令和8年2月末日までに装着及び支払い・リース契約、割賦販売
 契約が完了、令和8年3月6日までに実績報告書を提出すること。

注 3 リース導入申請については会員又はリース会社に助成金を支払うこととなるため、双方で
 確認のうえ申請願います。

注 4 全ての助成額は、1,000円未満切り捨ての額で申請書に記入して下さい。

注 5 助成金の対象となる金額には、保守料、レンタル料、送料、消費税等は含まれません。

注 6 国や自治体からの補助金を受けた(受ける予定の)各安全装置機器においては、
 トラック協会への申請ができません。